

平成20年 1月15日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

春日市乳幼児医療費助成制度の拡大について

春日市の乳幼児医療費助成制度において、少子化社会における子育て支援策として乳幼児医療費助成制度の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境整備を図ることを目的に、下記のとおり入院外の医療費の対象年齢が拡大される旨、春日市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度改正後の有効期間

入院外 5歳の誕生日月末(現在4歳の誕生日月末まで)

ただし、1日生まれは誕生月の前月末まで

※3歳の誕生月の翌日から、初診料・往診料は本人負担。

入院 小学校就学前まで(現行どおり)

2. 実施時期

平成20年4月1日より

3. 医療証の変更点

入院外の新たな有効期間を表示した新医療証(ラベンダー色)を3月末までに対象者に郵送されます。新医療証は平成20年4月1日から使用可能ですが、受給者番号の変更はありません。

ただし、平成15年4月1日以前に生まれた方(平成20年4月1日時点で5歳になっている方)は今回の改正による有効期間の変更はありませんので、そのまま従前のラベンダー色の医療証を使用してください。(3月下旬以降の転入者等で新たに春日市の乳幼児医療の資格を取得する方は、年齢を問わず新しい医療証を交付されます。)

4. 実施方法

福岡県乳幼児医療費助成と同様、現物支給方式

5. 障害者医療又は母子医療の適用がある場合

3歳到達月までは乳幼児医療が優先しますが、それ以後、障害者医療又は母子家庭等医療の認定を受けることができる者は、障害者医療又は母子医療が優先されます。

小郡三井医師会より

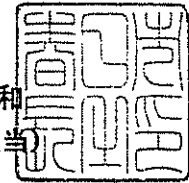
担当理事 友清 明



19春国医第544号
平成20年1月 8日

(社)福岡県医師会会長 様

春日市長 井上 澄和
(国保年金課 医療担当)



乳幼児医療費助成制度の拡大について

厳寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから春日市の保健福祉及び医療行政には格別な御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、春日市におきましては、少子化社会における子育て支援策として乳幼児医療費助成制度の充実を図り、保護者の経済的負担を軽減し安心して子どもを育てられる環境整備を図ることを目的に、平成20年4月1日から入院外の助成を5歳の誕生日まで(1日生まれは誕生月の前月末まで)に拡大することとしました。なお、入院分の助成につきましては、従前どおり就学前までとしています。

つきましては、この事業を実施するにあたり御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実施方法につきましては、従来の県の制度と同様の現物給付方式といたしますので、関係機関並びに会員の皆様方への周知について、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 制度改正後 入院外 5歳の誕生日末(1日生まれは誕生月の前月末)までの有効期間 入院 小学校就学前まで(現行どおり)
- 2 実施時期 平成20年4月1日から
- 3 医療証の変更点 入院外の新たな有効期間を表示した新医療証(ラベンダー色)を3月末までに対象者に郵送します。新医療証は平成20年4月1日から使用可能ですが、受給者番号の変更はありません。ただし、平成15年4月1日以前に生まれた方(平成20年4月1日時点で5歳になっている方)は今回の改正による有効期間の変更はありませんので、そのまま従前のラベンダー色の医療証を使用させていただきます。(3月下旬以降の転入者等で新たに春日市の乳幼児医療の資格を取得する方は、年齢を問わず新しい医療証を交付します。)

※ 障害者医療及び母子家庭等医療との関係は別紙のとおりです。

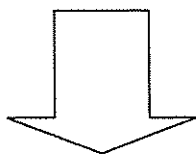


春日市乳幼児医療制度 入院外を1歳拡大します

平成20年3月31日までは・・・

4歳誕生日月末まで

(1日生まれの方は誕生日前月末まで)



平成20年4月1日からは・・・

5歳誕生日月末まで

(1日生まれの方は誕生日前月末まで)

※入院は、今までどおり**就学前**までです。

◇◇◇◇◇ 初診料・往診料について (入院・外来とも) ◇◇◇◇◇

3歳の誕生日(1日生まれの方は誕生日前月末)までは**保険診療分は無料**

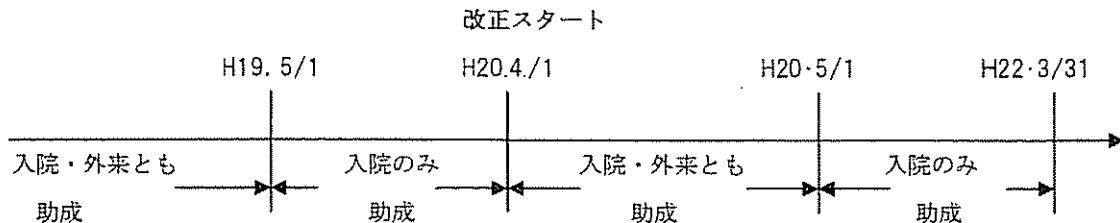
3歳の誕生日の翌月からは**初診料・往診料は本人負担**

問い合わせ先 春日市 国保年金課 医療担当 TEL (092) 584-1111 (内線 1541~1543)

乳幼児医療費入院外 1 歳拡大の具体例

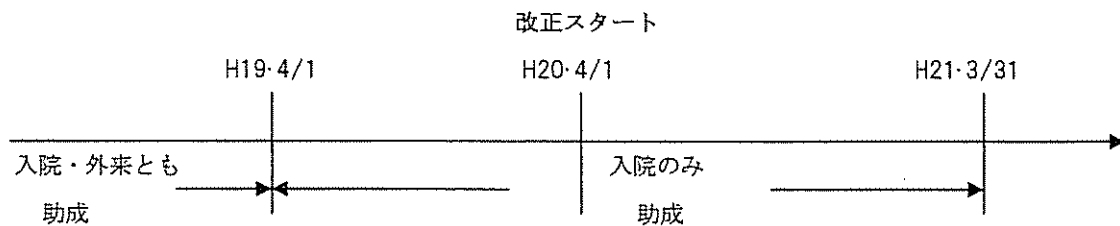
1 障害者医療、母子医療とも適用なしの場合

(例 1) 平成 15 年 4 月 15 日生まれ



※制度は平成 20 年 4 月 1 日から改正になりますので、H19.5/1 に遡って入院外を適用する訳ではありません。H20.4 月の入院外分が新たに対象となります。

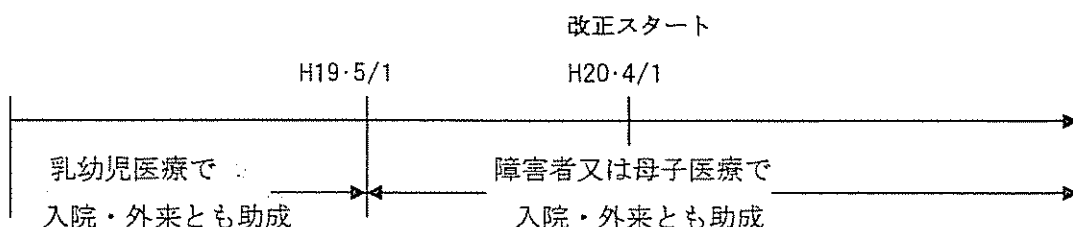
(例 2) 平成 15 年 4 月 1 日生まれ



※1 日生まれの方は、前月末までが有効期間になりますので、H20.4/1 時点では入院外はすでに期限満了となっています。(入院外は H19.3/31 まで)

2 障害者医療又は母子医療の適用ありの場合

(例 3) 平成 16 年 4 月 15 日生まれ



3 歳到達月までは乳幼児医療が優先しますが、それ以後、障害者医療又は母子家庭等医療の認定を受けることができる者は、障害者医療又は母子医療が優先となります。(ただし、各医療への申請は必要になります。)